

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農産課京の米・豆・保険担当
内線番号	4961

No.	項目	内容
①	処分名	持続性の高い農業生産方式導入計画の認定
②	法令名	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律
③	法令番号	平成11年法律第110号
④	根拠条項	第4条第3項
⑤	処分権者	京都府知事(委任権者:各広域振興局長)
⑥	法令の定め	<p>第4条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標</p> <p>二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>三 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p>
⑦	審査基準	<p>1 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。</p> <p>2 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。</p> <p>3 導入計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>4 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。</p>
⑧	経由機関名	各農業改良普及センター
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	未設定
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農産課環境にやさしい農業推進担当(075-414-4959)
⑬	備考	